

借金、税金、小作料、獨占價格(肥料、電氣料、運賃等)等の闘争を中心とす。

一、小作料の減額の獲得、立入禁止、立毛差押反対

二、肥料國家無償配給の獲得

三、農民納税猶豫、消費増税、特別地稅、諸軍稅等無稅廢止の獲得

四、農民借金十ヶ年猶置、農産資金無擔保融通の獲得

五、養蠶損失補償の獲得

六、電氣料、瓦斯代と煙草、鐵道運賃、郵電料金引下げの獲得

七、義務教育費用全額國家負擔、兒童學用品給食費國家給與の獲得

八、服勞兵士家族生活の國家補償、戰死兵士家族生活の國家永久補償、廢兵傷病兵生活の國家永久補償

B. 闘争目的

一、本闘争の目的は既述の如く重點を未組織農民を動員し、これを遂に組織するに在る。しかし掲げられたる闘争題目に就き實際獲得を最大限に追求すべきは勿論である。

二、本闘争を通じて産業組合、在郷軍人會、青年團等苟も農民を構成されたる有ゆる既存機關への近接作業(近づきむぐり農民の利益の方向に動かすこと)を遂行すべきこと。

三、小作争議に就いては組合との關係に於いて注意を要す。農民組合所在地に於いては小作料減免争は組合を主體として組織され、農村委員會は擁護の立場に立ち、然らざる地區に於いて農村委員會が主體となり闘争の過程に於いて農民組合を組織し、その指導權を全農に移すことかくて闘争によつて獲得されたる農民大衆中の小作農の組合移譲の目的が達せられるのである。

C. 闘争組織及び方法

一、農民組合の組織は農村委員會の指導下に黨員並に未組織大衆を含む各種のカムバ(負債十年猶置同盟等)を組織しての進行を要す。

二、その闘争形態とは別個案「農民負債十ヶ年猶置闘争方針書」に準ず。

三、闘争方法は在來の文宣戰、言論戰をも採用するが中心を大衆動員に置く。

理 由 省 略

第四編案

規約改正に関する件

中央執行委員會

(一)規約第廿三條中

一、組織部を組織委員會

四、財政部を財務委員會

五、調査情報部を政策委員會

十三、農民組合政策部を農村委員會

十四、労働組合政策部を労働委員會

と改む。

(二)規約三十二條に會計一名を加ふ。

そして、第三十四條を追加する。

第三十四條 會計は中央委員會に於て選出し、黨會計事務を掌る。